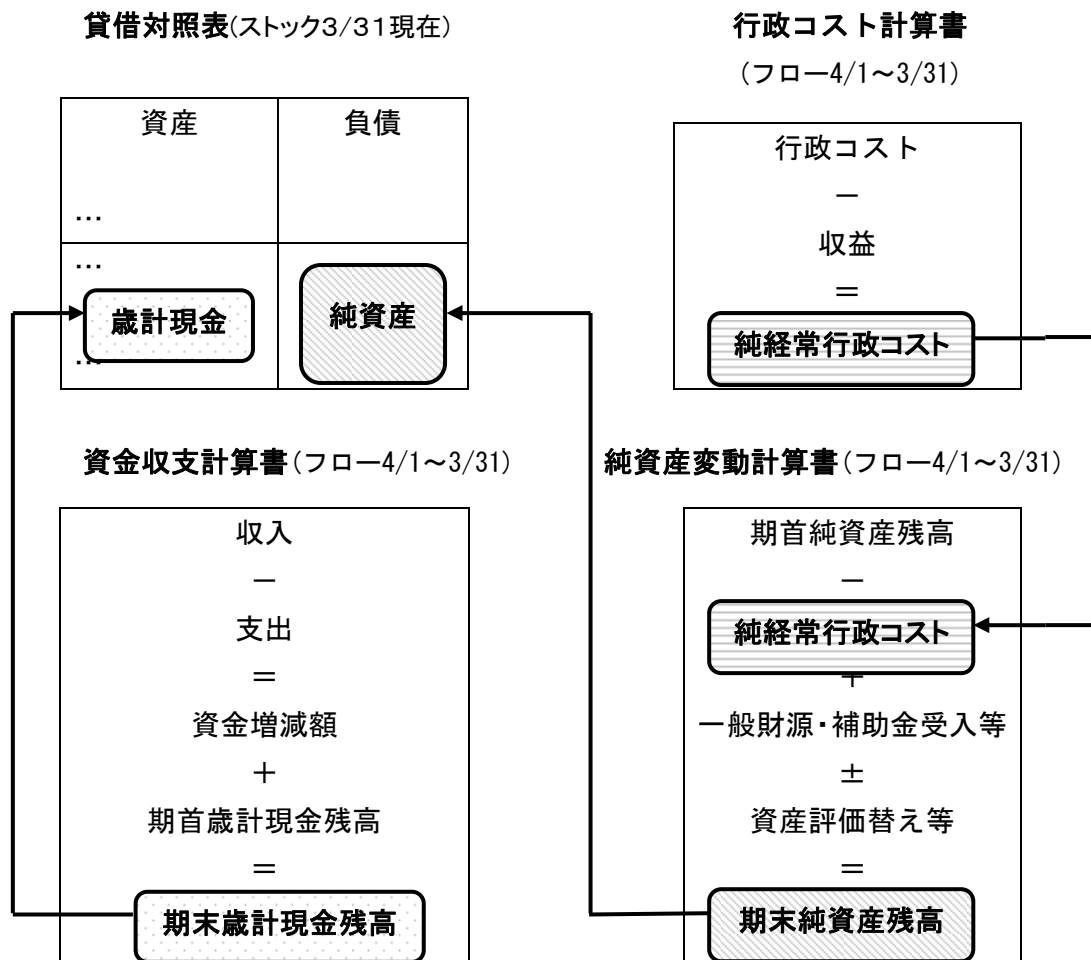


昭和町の平成20年度財務諸表を公表します。

現在、地方公共団体の会計は、現金収支に着目した「現金主義・単式簿記」が採用されています。この制度は、現金の動きがわかりやすい反面、資産や負債などのストック情報や行政サービスを提供するために発生したコスト情報が不足しています。これに対応するため、近年「発生主義・複式簿記」による企業会計的手法を導入する動きが広がっており、本町においても、「新地方公会計制度実務研究会報告書(平成 19. 10. 17 公表)」に基づき総務省方式改定モデルにより、普通会計にかかる財務諸表 4 表を平成 20 年度末現在で作成しましたのでお知らせします。

■ 財務諸表4表とは

財務書類は、貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書の4つの表から構成されています。4表の関係を示したのが次の図です。



■ 貸借対照表とは

自治体が住民サービスを提供するために保有している財産(資産)と、その資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対象表示した一覧表です。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれています。

■ 行政コスト計算書とは

4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

■ 資金収支計算書とは

現金の出入りの情報を性質の異なる「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表示した財務書類です。自治体で、どのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったか分かるとともに、現金をどのような性質の活動で獲得し、または使用しているかが分かります。

■ 純資産変動計算書とは

貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。純資産の部は今までの世代が負担してきた部分ですので、1年間で今までの世代が負担してきた部分が増えたか減ったかがわかります。

■ 作成の前提条件

作成において、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れ、資産の公正価値評価を前提とする「基準モデル」と、現行の単式簿記・現金主義により、既存の決算統計情報を活用した「総務省方式改訂モデル」から、作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式記帳によらない、既存の決算統計情報を活用して作成する「総務省方式改訂モデル」を選択し、作成しました。

なお、公有財産等の計上額に精緻さを欠くという課題もあり、今後すべての資産を正確に把握するための調査及び評価作業を段階的に行っていきます。

対象会計：普通会計（一般会計・潟水事業特別会計）

対象年度：平成20年度（基準日：平成21年3月31日）

※ 出納整理期間（平成21年4月1日から5月31日まで）を含む
有形固定資産の評価基準；

取得原価主義・・・取得に要した実際の実費で現時点での評価額
ではない。

※取得原価は昭和44年度以降の地方財政状況調査（決算統計）にお
ける普通建設事業費のデータを使用しています。したがって昭和43
年度以前の事業費は含みません。

■ 普通会計財務書類の分析

◆ 社会資本形成の世代間負担比率

* これまでの世代による社会資本の負担比率 (単位：千円)

公共資産合計 (A)	37,751,559
純資産合計 (B)	35,148,810
これまでの世代による負担率 (B/A)	93.1%

※ 貸借対照表の数値を用いて算出

社会資本整備の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合を見ることで、これまでの世代（過去及び現世代）によって既に負担された分の割合を見ることができます。平均的な値としては、50%～90%の間です。

将来世代への負担を考えた場合、この比率が高い数字であることが望まれ、財政的に安全性が高いといえます。

* 将来世代による社会資本の負担比率 (単位：千円)

公共資産合計 (A)	37,751,559
地方債残高 (B)	6,503,139
将来世代による負担比率 (B/A)	17.2%

※ 貸借対照表の数値を用いて算出

社会資本整備の結果を示す公共資産のうち、地方債による整備の割合を見ることで、将来返済しなければならない分の割合を見ることができます。平均的な値としては、15%～40%の間です。

この比率が高いほど、将来世代の負担が大きく、財政の硬直化を招くことになり
ます。

◆ 歳入額対資産比率 (単位:千円)

歳入合計 (A)	9, 114, 103
資産合計 (B)	42, 437, 887
歳入額対資産比率 (B/A)	4.66年

※ 「資産合計」は貸借対照表の数値、「歳入合計」は資金収支計算書の各部の収入合計の総額に期首歳計現金残高を加算

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。平均的な歳入額対資産比率は、3.0～7.0年ですから、今のところ問題はないものと思われませんが、歳入総額が減少しつつ比率が増加する場合には注意が必要になります。

◆ 有形固定資産の行政目的別割合 (単位:千円)

行政目的	金額	構成比
①生活インフラ・国土保全	16, 176, 549	42.9%
②教育	16, 656, 927	44.1%
③福祉	573, 192	1.5%
④環境衛生	84, 681	0.2%
⑤産業振興	1, 726, 353	4.6%
⑥消防	155, 387	0.4%
⑦総務	2, 378, 470	6.3%
有形固定資産合計	37, 751, 559	

※ 貸借対照表の数値

有形固定資産の行政目的別割合を見ることで、これまでの社会資本形成はどこに重点を置いてきたのかが把握できます。教育関係が最も高いのは、本町では、小中学校の施設整備に力を入れてきたことが分かります。

なお、この指標は社会資本の形成割合を示すもので、この割合が低いからといって、その行政分野のサービスが少ないということにはなりません。福祉の多くは扶助費などのように、その年度において消費されてしまうものだからです。

◆ **資産老朽化比率** (単位:千円)

有形固定資産合計 (A)	37,751,559
土地 (B)	11,771,795
減価償却累計額 (C)	13,416,897
資産老朽化比率(C/(A-B+C))	34.1%

※ 貸借対照表の数値または注記の数値

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。全体の資産老朽化比率の平均的な値は、35%~50%の間ですので、割合新しい資産といえます。

◆ **受益者負担比率** (単位:千円)

経常収益 (A)	223,528
経常行政コスト (B)	5,775,435
受益者負担比率 (A/B)	3.87%

※ 行政コスト計算書の数値

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。受益者負担比率の平均的な値は、2%~8%の間といわれていますので、ほぼ、平均的な割合といえます。

◆ **行政コスト対公共資産比率** (単位:千円)

経常行政コスト (A)	5,775,435
公共資産 (B)	37,751,559
行政コスト対公共資産比率 (A/B)	15.3%

※ 「経常行政コスト」は行政コスト計算書、「公共資産」は貸借対照表の数値

行政コストの行政資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を分析することができます。行政コスト対公共資産比率の平均的な値は、10%~30%の間といわれていますので、効率的に資産が活用されているといえます。

◆行政コスト対税収等比率

(単位:千円)

純経常行政コスト (A)	5, 551, 907
一般財源 (B)	5, 125, 496
補助金等受入(その他一般財源等の列) (C)	629, 927
行政コスト対税収等比率(A/(B+C))	96.5%

※「経常行政コスト」は行政コスト計算書、「一般財源」及び「補助金等受入」は純資産変動計算書の数値

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかが分かります。比率が100%を下回っているため、翌年度以降に引き継ぐ資産が蓄積されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたことを表しています。また、行政コスト対税収等比率の平均的な値は、90%～110%の間です。

◆地方債の償還可能年数

(単位:千円)

地方債残高 (A)	6, 503, 139
経常的な収支額 (B)	2, 826, 935
地方債発行額 (C)	182, 500
基金取崩額 (D)	923, 354
地方債の償還可能年数(A/(B-C-D))	3.78年

※ 「地方債残高」は貸借対照表の数値、「経常的な収支額」は資金収支計算書の数値

自治体の抱えている地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、借金の多寡や債務返済能力を測る指標です。

自治体が抱えている借金を返済するには、何らかの形で資金(返済原資)を確保しなければなりません。また、安定的に返済を行っていかねばなりませんので、返済原資としては経常的に確保できる資金である必要があります。地方債の償還可能年数の平均的な値は、3年～9年の間の年数ですので、昭和町は、借金の経常的収支に対する負担は軽く、債務償還能力が高いこととなります。

◆プライマリーバランス(基礎的財政収支)

(単位:千円)

歳入総額	(A)	8, 529, 811
地方債発行額	(B)	574, 100
財政調整基金等取崩額	(C)	913, 354
歳出総額	(D)	8, 437, 320
地方債元利償還額	(E)	480, 225
財政調整基金等積立金	(F)	1, 140, 275
基礎的財政収支((A-B-C)-(D-E-F))		225, 537

※ 資金収支計算書の数値

プライマリーバランスがプラスですので、実質的な地方債の増加率は長期金利以下となり、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する地方債の比率は増加せず、継続可能な財政運営といえます。